

(資料二)

平成三十年十一月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

# 目 次

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 .....	1
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正 する条例 .....	1
島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例 .....	2
島根県手数料条例の一部を改正する条例 .....	2

平成30年11月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第120号議案

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

1 提案理由

農薬取締法の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

引用する条項の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第121号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

市町村への権限移譲計画に基づく権限移譲の要請があったことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事務のうち、次の事務を津和野町に権限移譲すること。

(1) 母子・父子・寡婦福祉資金（母子・父子福祉団体に対するものを除く。(2)から(6)までにおいて同じ。）の貸付け及び継続貸付けに係る申請の受理

(2) 母子・父子・寡婦福祉資金の償還の免除に係る申請の受理

(3) 母子・父子・寡婦福祉資金の繰上償還に係る申出の受理

(4) 母子・父子・寡婦福祉資金の据置期間の延長に係る申請の受理

(5) 母子・父子・寡婦福祉資金についての違約金の徴収の特例に係る申請の受理

(6) 母子・父子・寡婦福祉資金の償還金の支払猶予に係る申請の受理

(7) その他母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

#### 第122号議案

##### 島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由  
農業災害補償法の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要  
家畜の注射又は診療に係る手数料に関する規定の整備
- 3 施行期日  
公布の日から施行する。

#### 第123号議案

##### 島根県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由  
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の改正に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要  
住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅の登録に係る手数料の廃止
- 3 施行期日  
公布の日から施行する。